



組合員の皆様

2018年11月9日

堪航性の継続的な担保について

本クラブの管理会社では、船主が契約相手方から、航海の全期間にわたり堪航性を継続的に担保することを契約条件として提示される場合があることを認識しております。このような担保条件の場合、P&I 保険のてん補が適用されない可能性があるため、組合員の皆様は、契約締結前にこの点に十分注意されるようお願いいたします。

貨物リスクのてん補を受けるには、特に、組合員がヘーグ・ルールまたはヘーグ・ヴィスビー・ルール(HVR)よりも不利な契約をしていないことが条件となります。たとえば HVR 第 3 条第 1 項では、運送人は航海の開始前と開始時に、下記に関して相当の注意を尽くすことと規定しています。

- 船舶を航海に堪える状態におくこと
- 船員を乗り組ませ、船舶を艤装し、および需品を補給すること
- 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を、運送品の受入、運送および保存に適する安全な状態におくこと

HVRが定める「相当の注意を尽くすこと」とは、あらゆる合理的な事前措置を講じて、予定されている航海に船舶を適合させることを意味します。運送人は堪航性を保持する絶対的な義務はなく、船舶が堪航性を要求されるのは航海の開始時のみです。

貨物所有者が、損害の発生について、航海の開始前と開始時の堪航性保持に関して運送人が相当の注意を尽くさなかったことが原因であると立証できるならば、その損害は P&I 保険のてん補対象となります。一方、その損害が、航海中に生じた船舶の堪航性に影響を及ぼす何らかの事象に

The Standard Club UK Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No.17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: Charles Taylor & Co. Limited. Registered in England No.02561548 Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106







よって発生したと立証された場合には、HVR 第 3 条第 1 項の「相当の注意」を尽くしたとみなされ、運送人は同条項の下で貨物関係者に対し賠償責任を負いません。

航海の全期間を通して継続的に堪航性を担保するということは、上述の位置付けを変えることになり、運送人が航海の全期間において、船舶の堪航性に影響を与えるすべての事象に潜在的な責任を負うことになります。これは HVR より不利な条件であり、その結果発生したクレームは P&I 保険の対象外となります。

よって組合員の皆様には、航海の全期間を通して継続的に堪航性を担保するという契約条件が、 てん補に潜在的に悪影響を与えることにご留意の上、このような条件で契約をする前にクラブ管 理会社にご相談されるようお勧めいたします。

国際グループ内のすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

Jeremy Grose Chief Executive

Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835 E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)